

# セーフティネット保証5号の適用について

中小企業信用保険法第2条第5項の規定により、指定業種に属する事業を行っており、経営の安定に支障を生じていることが認定されると、一般保証の限度額とは別枠で信用保証を利用することができます。

また、セーフティネット5号認定による別枠での信用保証は、県中小企業融資制度資金の経営健全化支援資金（経営安定対策資金等）や市制度資金（経営安定資金等）でも利用できます。（本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。）

## 対象になる方

下記の共通認定要件および、各区分（イー①からハー②）いずれかの認定要件にすべて該当する方

### 【共通認定要件】

- 指定業種に属する事業を行っていること
- 須坂市に事業実態のある事業所があること  
法人：登記上の住所または事業実態のある事業所が存在すること  
個人：事業実態のある事業所が存在すること

### 【イー① 売上高】

- 指定業種に属する事業のみを営んでいる方
- 最近3か月間の売上高が前年同期比で5%以上減少している方

### 【イー② 売上高】

- 指定業種と非指定業種を営んでいる方
- 最近3か月における指定業種の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定業種それぞれの最近3か月の売上高が前年同期比で5%以上減少している方

### 【イー③ 創業者】

- 業歴が3か月以上1年3か月未満の方
- 指定業種に属する事業のみを営んでいる方
- 最近1か月の売上高がその直前の3か月の平均売上高比で5%以上減少している方

### 【イー④ 創業者】

- 業歴が3か月以上1年3か月未満の方
- 指定業種と非指定業種を営んでいる方
- 最近1か月における指定業種の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定業種それぞれの最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高比で5%減少

### 【ハー① 利益率】

- 指定業種に属する事業のみを営んでいる方
- 最近3か月間の月平均売上高営業利益率が前年同期比で20%以上減少している方

### 【ハー② 利益率】

- 指定業種と非指定業種を営んでいる方
- 最近3か月における指定業種の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定業種それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期比で20%以上減少している方

## 対象業種

中小企業庁のホームページにある「セーフティーネット保証5号の指定業種一覧（令和〇年〇月〇日～同年〇月〇日）」をご覧ください。

また、営んでいる事業がどの業種（細分類番号4桁）に当てはまるか不明な場合、政府統計の総合窓口（e-Stat）のポータルサイト、「日本産業分類（令和5年[2023年]7月改定）」のページで細分類の説明や事例を確認し、業種を特定してください。

## 必要書類

提出書類 各1部	区分						備考
	イ ①	イ ②	イ ③	イ ④	ハ ①	ハ ②	
認定申請書	○	○	○	○	○	○	各区分によって様式が異なるため注意
認定要件確認書	○	○	○	○	○	○	申請書と同じ区分の様式を使用 記入する数値は、税理士、金融機関担当者、 経理担当者等に相談のうえ、誤りのないよう に算出
業種が確認できる書類	○	○	○	○	○	○	法人概況説明書や登記事項証明書、許認可 証、開業届、決算書の売上科目明細、企業 のパンフレット等
最近1年間の（業種ごとの） 売上高が確認できる書類	○	○	○	○	○	○	兼業の場合は業種ごとの売上高がわかるもの
（業種ごとの）売上高の減少 が確認できる書類	○	○	○	○			年月や企業名が記載された、試算表や売上 台帳、確定申告書、法人概況説明書等 売上高を記載した任意の表に署名をしたもの のみは不可
（業種ごとの）利益率の減少 が確認できる書類					○	○	年月や企業名が記載された、試算表 法人・個人を問わず税理士等が確認した信 憑性のある試算表が必須
創業年月日が確認できる書類			○	○			登記事項証明書や開業届等の写し
須坂市で事業を行っていること がわかる書類	○	○	○	○	○	○	登記事項証明書、確定申告書の写し等
委任状	○	○	○	○	○	○	金融機関等、代理申請の場合のみ

■書類の内容が重複する場合は1通で構いません。

■上記のほか、追加で資料を提出していただく場合もございます。

## その他

■原油高については別途ご相談ください。

■市による認定後、有効期間内に金融機関または信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みが必要です。

【問合せ】 須坂市役所 産業振興部 産業政策課 労政金融係  
〒382-0911 須坂市大字須坂1295番地1 須坂駅前ビルシルキー2階  
TEL:026-248-9033(課専用)  
E-mail:sangyo@city.suzaka.nagano.jp